

くじ抽選の方法について（共通物資）

郵便による見積合せにおいて、落札候補者となるべき同額の見積書が2者以上の場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

1 見積書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、見積書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。

なお、記入のない場合などは、書留お問い合わせ番号（11桁又は12桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

書留お問い合わせ番号（書留引受番号）は郵便追跡用に使用する番号で合計11桁又は12桁で表示された番号

2 くじの手順

- (1) 書留お問い合わせ番号（11桁又は12桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, 3, …）を付与する。
- (2) 同額入札の見積書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額見積者の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の「抽選番号」の見積合せ参加者を落札者とする。

【例】見積合せ参加者3者が同額入札の場合

(1) 書留お問い合わせ番号（11桁又は12桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, …）を付与する。

(※下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。)

業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	抽選番号
A社	123	***-**-**123-4	0
B社	78	***-**-**235-3	1
C社	349	***-**-**438-1	2

(2) くじ番号の和を求め、同額見積者数で除算し、余りを算出する。

$$123(A社) + 078(B社) + 349(C社) = 550$$

$$550 \div 3(者) \cdots 余り 1$$

(3) 順位の決定

余りと一致したB社が落札者となる。